

人権理事会 子どもの権利と SDGs に関するパネル

2021/03/01

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、子どもの権利と SDGs に関するパネルディスカッションが行われた。人権高等弁務官は、子どもの権利の実現は SDGs 達成の要件であるが、差別・不平等・政治的意思の欠如・不適切な投資その他の障壁のために子どもの権利は希望のままに留まっていると述べた。UNICEF の代表は、COVID-19 パンデミックの中で子どもの権利は危機的状況にあり、今後も続く景気後退が子どもに最も大きな打撃を与えると予想されるとした。そして、多くの子どもが学校閉鎖中に遠隔教育を受けることができないといった情報格差をなくさなければならないと主張した。討議で発言者からは、子どもの権利は SDGs の中核であること、貧困増大・学校閉鎖・ロックダウンにより子どもが受ける虐待・暴力の危険は、生涯回復不可能な次世代にもわたる影響をもたらすこと等に言及があった。また、政策過程への子どもの有意義な関与の成功例について質問があった。

人権理事会 子どもの権利と SDGs に関するパネル終了

2021/03/01

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では引き続き、子どもの権利と SDGs に関するパネルディスカッションが行われた。子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表は、包括的な社会的保護、最も脆弱な人々に手を差し伸べ誰一人取り残さないこととともに、子どもの福祉・成長と暴力からの保護のための予算配分とサービス強化が、パンデミックからの回復の鍵となると述べた。子どもの権利委員会委員は、SDGs、国際人権法、子どもの権利の繋がりはミレニアム開発目標よりも明確にされており、子どもへの投資の強化が中心となって SDGs 達成のための行動が加速されなければならないと主張した。発言者からは、COVID-19 危機により幼少期サービスの提供方法が転換されるようになっていること、2020 年は COVID-19 のために学校が閉鎖され、16 億人の子どもが教育の機会を奪われ、SDGs 目標 4 の効果的な履行が阻まれていること等に言及があった。

自由権規約委員会第 131 会期開幕

2021/03/01

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 131 会期が開幕した。開会のあいさつで人権高等弁務官事務所の代表は、パンデミックによる昨年 3 月の会期の早期中止や、7 月と 10～11 月の会期のオンライン開催にもかかわらず、委員会は 153 の個人通報に関する決定の他、多くのフォローアップに関する報告書、事前質問事項、平和的集会の権利に関する一般的意見を採択したと述べた。また、委員会が他の条約機関と同様に締約国との建設的対話をリモートで再開したことを称賛し、今会期で行われるフィンランドとケニアとの有意義な建設的対話に対する期待を表明した。今日の会合では、委員長、3 名の副委員長、1 名の報告者が選出され、副委員長の 1 人には日本の古谷修一さんが選出された。さらに、個人通報作業部会議長が 2 月 22～26 日の会期について報告し、生命の権利・恣意的抑留・拷問等 15 以上の問題に関わる 28 の草案が採択され、そのうち 20 件に権利侵害が認められたと述べた。

認知障がい者を理由とした投票の制限に関する共同声明

2021/03/01

国連人権高等弁務官事務所

欧州人権裁判所が“必要なメンタルスキルの欠如”を理由とした投票の禁止を認めたことについて、障がい者の権利に関する特別報告者と障がい者権利委員会が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。今回の欧州人権裁判所の判決は残念な後退である。大法廷がこの事案を改めて検討することを期待する。裁判所は必要な“メンタルスキル”のある人だけが投票できるとする政府の規制をあまりにも安易に容認したが、これは投票を含めた人の意思決定に関する現代の科学的理解と合致しないものである。2015年の世界銀行の報告書「心・社会・行動」にあるように、投票を含めたほとんどの意思決定は合理的能力によって行われるのではない。投票権を“必要なメンタルスキルのある人々”に限定することにもはや“正当な目的”はない。“分離し独立した少数者”から権利を奪うことは、民主的プロセスの正当性に不必要に疑問を生じさせる。

ワクチンに関する WTO の協力の促進を求める共同声明

2021/03/01

国連人権高等弁務官事務所

複数の独立の人権専門家が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。COVID-19 から復興するには、世界中で差別なくワクチンに平等にアクセスできるように、全ての国が世界的連帯の中で協力する義務を果たす必要がある。しかしながら現在、分裂、不平等、国家・地域の私利私欲がワクチンへのアクセスを決定づけている。WHO によれば、これまでに製造されたワクチンの 95% を入手しているのは 10 の富裕国である。これは協力する義務の無残な失敗である。WHO 主導による COVAX は重要な措置である。WTO 加盟国に対し、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)」に関する必要な義務免除を 3 月の TRIPS 理事会において前向きに検討するよう強く促したい。TRIPS 協定は、世界規模での公衆衛生の保護、全ての国の自給自足を促進するものであって、COVID-19 に関わる医療・ワクチンへのアクセスへの障壁となってはならない。

人権理事会 パンデミックによる子どもの売買等を討議

2021/03/02

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、子どもの売買・性的搾取に関する特別報告者が発言し、COVID19-パンデミックによる社会経済的危機が弱い立場の子どもの不平等をさらに深刻化させ、子どもの売買・人身取引・性的搾取・虐待のリスクを増大させていると述べた。また、子どもの売買・性的搾取の様々なケースに対するコロナウイルス感染症の影響に関する報告書を提示し、COVID-19 パンデミックにより性的搾取のパターンが変化しており、オンラインで子どもの性的虐待のコンテンツの制作・配布・販売が行われていること、多くの国が警戒すべき傾向に直面し、子どものための新たなまたは規模を拡大した社会的保護を導入したが、財政的・人的資源の制約などの課題が根強く残っていることについて言及した。討議の中で発言者は、こうした悪い傾向を止め、犯罪を終わらせるために、国・インターネット企業・市民社会・国連間の協調の強化が不可欠であると述べた。

人権理事会 食糧の権利、アルビニズムの人々の権利を討議

2021/03/02

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、食糧の権利に関する特別報告者が発言し、世界では現在のパンデミック以前から食糧の権利の完全実現が遅れていること、パンデミックによる飢餓の危機に対して国際的に調整された行動が全くとられていないこと、多くの国が飢餓の危機を人権問題と捉えず、ケアの危機としていることに言及した。発言者は、COVID-19 が不平等を深刻化させ、食糧へのアクセスに影響をもたらしていること、食糧システムサミットの計画づくりでは人権と多国間主義にもっと配慮すべきであること等が主張された。続いて、アルビニズムの人々の人権に関する独立専門家が発言し、アフリカ地域における攻撃・人権侵害に対処するための行動計画(2017-2021)の策定等に携わったが、今なお資源の制約、根本原因への対処不能、強い政治的意志の欠如等の問題があると述べた。発言者からは、アフリカ以外のアルビニズムの人々が直面している主な課題が問われた。

人権理事会 障がい者の権利、対外債務の影響を討議

2021/03/03

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、障がい者の権利に関する特別報告者が発言した。特別報告者は自身の優先課題として、①多国間の行動が急務である危機すなわち COVID-19・気候変動・武力紛争・平和プロセス・極度の貧困と障がい、②高齢者・先住民族・受刑者等と障がいの隠れた交差性、③自立した生活、AI と障がい、文化へのアクセス・参加、地域協定・機関の役割等の具体的な問題を挙げた。討議で発言者は、復興の取組みには障がい者のニーズを十分に組み入れなければならないこと等を主張した。続いて、対外債務の影響に関する独立専門家が発言し、多くの発展途上国が直面している差し迫った債務危機がパンデミック対策・貧困削減・開発進展に悪影響をもたらしていること等に言及した。討議で発言者は、COVID-19 パンデミックにより国の債務状況が深刻化していること、国際・地域・国内レベルで信用格付機関を再規制・改革する必要があること等に言及した。

人権理事会 文化的権利、環境を討議

2021/03/03

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、文化的権利に関する特別報告者が発言し、COVID-19 パンデミックは人権への深刻・長期的な影響を伴う世界的な“文化的破滅”を引き起こす可能性があること、パンデミックと同時に生じている経済危機が文化と文化に携わる人々、特に女性に多大な影響をもたらしていること等に言及した。討議で発言者は、パンデミックへの影響への取組みにおいて文化への投資が不可欠であること等を訴えた。続いて、人権と環境に関する特別報告者が発言し、今なお 20 億人以上が安全な飲み水、40 億人以上が安全な衛生設備にアクセスできておらず、水質汚染、水不足、水と関連する災害が様々な人権に影響を及ぼし、特に脆弱・周縁化された人々に多大な影響を与えていると述べた。討議で多くの発言者が、気候変動が水質汚染、水不足、水と関連する災害に関わる影響や不平等を深刻化させていると述べた。

人権理事会 債務と人権に関する専門家が発言

2021/03/03

国連人権高等弁務官事務所

債務と人権に関する独立専門家が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。これまでの財政・債務危機特にサブプライム住宅危機やアジア通貨危機によって、すでに信用格付機関の構造的問題が明らかになっている。発展途上国に対する格付け引下げの影響は計り知れないといえよう。世界市場の92%を支配しているいわゆる3大信用格付機関には当初から利益相反、評価における説明責任・透明性の欠如等の問題があり、その格付けには景気循環増幅効果がある。最も憂慮されるのは、その評価に人権に対する考慮が欠如していることであり、そのために健康サービス・ワクチン・社会的保護への投資のための財政余地は縮小し、各国政府の債務危機防止の取組みは効果のないものになっている。信用格付機関の役割・基準・機能を含めた国際的信用構造の改革を先延ばしにはできない。また、COVID-19 パンデミックのような危機においては、信用格付の公表は中止すべきである。

人権理事会 文化的権利に関する特別報告者が発言

2021/03/03

国連人権高等弁務官事務所

文化的権利に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。文化はパンデミック危機による最大の打撃を受けた分野の 1 つである。世界中で芸術や文化に携わる人々はパンデミックに関わる失業危機により最も大きな影響を受けている。文化への財政支援を削減するのではなく増加すべきときである。文化や芸術への財政支援を COVID-19 救済・緊急経済対策に盛り込むべきである。加えて、若い芸術家のような脆弱な人々を十分に考慮した、文化に携わる人々への適切・直接の支援が不可欠である。人類の文化的生活を守るための世界的な文化に関する資金の創設を検討すべきである。パンデミックは文化的生活への女性の参加にも大きな影響を与えており、危機対応では女性の文化的権利について十分に考慮すべきである。また、複数の政府が反対意見をもつ芸術家を検閲・処罰するために緊急措置を利用していることを懸念する。

人権理事会 人権と環境に関する専門家が発言

2021/03/03

国連人権高等弁務官事務所

人権と環境に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。水の利用、水質汚染、水界生態系の悪化は加速し続けている。また、過去 20 年間の自然災害の 4 分の 3 が水と関連している。改善措置を直ちに体系的にとらなければならない。安全な衛生施設のない中で生活している世界人口の半数の人々、安全な飲み水がなく、あるいは一時的に水不足に直面している 30 億人以上の人々のための緊急行動も必要である。世界的な水の危機に対して各国政府が国内レベルでとるべき措置として、①水質調査、②法律に関するマッピングの作成、③人権に基づく取組を組み入れた水に関する計画の開発、④水に関わる法律・規則・基準の施行、⑤人権実現を確保するための行動の評価・強化を挙げたい。さらに、人・資金・制度に関する能力構築、一般市民特に女性・脆弱・周縁グループへの情報提供・参加のための行動はあらゆる段階でとられなければならない。

人権理事会 宗教・信念の自由、対外債務の影響を討議

2021/03/04

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、宗教・信念の自由に関する特別報告者が発言した。特別報告者は、反イスラムの偏見による差別・敵意・暴力は人権享受の深刻な障壁であり、イスラム嫌悪の危険性は明らかであるが、人権侵害の多くがメディアから注目されていないと指摘した。そして、国際法上のあらゆる差別を撤廃する各国の義務に言及し、イスラム嫌悪への人権による対応の必要性を強調した。討議で発言者は、オンライン・ヘイトスピーチ、制限、排除、政府による迫害等、多くの国でのイスラム嫌悪に懸念を示し、反イスラム撲滅の政策はSDGs・2030 アジェンダの不可欠の一部でなければならず、これには教育・メディア・社会的包摂・雇用・無差別等の分野での取組みが含まれるべきであると主張した。会合の初めには、対外債務の影響に関する討議が行われ、発言者は、COVID-19 対策に関する支出の増加だけを理由に国債の格付けが引下げられていること等に言及した。

人権理事会 テロ対策、人権と環境を討議

2021/03/04

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、テロ対策に関する特別報告者が発言した。特別報告者は、安全保障は圧倒的に男性による男性的な分野のままであり、テロ対策におけるジェンダーは多くの国でレトリックやキャッチフレーズに過ぎないと述べ、また、テロ対策法によって家庭生活が犠牲になっていることを取り上げた。討議で発言者は、特に大量監視、家族の逮捕・抑留、テロ資金供与対策法、制裁体制等の広範なテロ対策による家族やプライベートな生活の破壊に関する特別報告者の調査結果に注視した。また、テロの犠牲者・サバイバー女性・少女特有のニーズへの対応がとられていないこと、国際社会はテロ対策が女性の人権活動家の活動抑圧のために使われないよう確保しなければならないことに言及した。会合の初めには、人権と環境に関する討議が行われ、発言者は、多くの国の水へのアクセスの欠如は入手可能性の問題ではなく、権力・貧困・不平等の問題であると述べた。

人権理事会 宗教・信念に関する専門家が発言

2021/03/04

国連人権高等弁務官事務所

宗教・信念の自由に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。多くの国が安全保障上の脅威への対処のために、イスラムを標的にし、彼らを危険で過激化する可能性のある者とする措置をとってきた。イスラム嫌悪がつくった虚構が、政府が後押しする差別・敵意・暴力の正当化のために利用され、宗教・信念の自由を含む人権享受に影響をもたらしている。特に懸念されるのは、イスラムの自認や信仰表明の困難さ、市民権取得の制限、社会経済的排除、根強い偏見等である。イスラム女性が女性・少数民族・イスラムという“3重の罰”に直面するように、イスラム差別と敵意はしばしば交差性を有する。イスラムに対する有害な慣行や比喩は主要メディア、有力政治家、大衆文化の影響、学術分野での発言によって常に強められている。各国政府に対し、イスラムに対する直接・間接差別的撲滅のための措置をとり、宗教的嫌悪のいかなる唱導も禁止するよう求める。

人権理事会 テロ対策における人権に関する専門家が発言

2021/03/04

国連人権高等弁務官事務所

テロ対策における人権に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。9・11 から 20 年を経た今、テロ対策が人の権利の最も私的なスペース、女性と少女の自律性にまで浸透している。多くの国のテロ対策・実行が女性人権活動家や女性・少女の性・生殖・平等の権利を主張する人々を意図的に標的にし、彼らの主張を抑止するために安全保障体制を利用している。提示した報告書では、制裁、抑留、市民権剥奪、帰還・本国送還、家族法と家庭裁判所の役割、女性・少女・家族への監視・最新技術の影響等の問題を取り上げている。安全保障の専門家はジェンダーという言葉で女性・少女をエンパワーするためではなく、その権利を商品のように扱い、弱体化させるために使っている。人権法で確立されているように、全ての家族を完全・平等に保護し、安全政策のために特定の家族を排除・差別し、不平等に扱うことを中止するよう求める。

人権理事会 人権活動家の状況を討議

2021/03/05

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、人権活動家の状況に関する特別報告者が発言した。特別報告者は、2019年に35カ国で女性38人を含む281人の人権活動家が殺害されており、抜本的な行動がとられない限り殺害は続くとして述べた。そして、不処罰が多くの殺害の原動力となっており、20年前から特別報告者は国連加盟国に対する勧告の中で30回以上不処罰の問題に言及し、加害者を適切に起訴しないために殺害がさらに生じていると訴えてきたが、今もなお不処罰は変わらず、殺害は続いていると述べた。そして、各国政府は不処罰を終わらせるだけでなく、法の支配に基づいた正しい社会の構築における人権活動家のなくてはならない貢献を公に称賛すべきであると述べた。討議で発言者は、人権活動家の殺害を不処罰にしてはならないこと、人権活動家に対する脅威に企業も対処すべきこと、特に環境活動家殺害の発生率が上昇していること等に言及した。

人権理事会 障がい者の権利を討議

2021/03/05

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、スポーツへの参加をテーマとして、障がい者の権利に関する討議が行われた。人権高等弁務官は、障害者権利条約は包容の育成におけるスポーツや身体的活動の役割を認めており、障がいのあるアスリートは他のアスリートと同じ水準のスポーツを楽しむべきであり、各国政府とスポーツ団体は不平等に対する取組みを一層強化すべきであると述べた。国際パラリンピック委員会理事は、パラリンピックは世界中で数十億人ものテレビ視聴者を惹きつけるものであり、障壁を取り除き、社会的変化を引き起こすのに役立つと述べた。障がい者団体の代表は、スポーツは障がい者と他者の関係を改善する一つの手段であると述べた。討議で発言者からは、障がい者は世界人口のおよそ 15%を占めているにもかかわらず、身体的活動やスポーツへの参加で大きな障壁に直面していること等に言及があった。

人権理事会 人権活動家の状況に関する専門家が発言

2021/03/05

国連人権高等弁務官事務所

人権活動家の状況に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。2015～2019年の間に64カ国で少なくとも1,323人の人権活動家が殺害されており、これは国連加盟国のおよそ3分の1の国で殺害が生じたことを示している。殺害の形態は多様であるが、多くの場合、加害者による人権活動家に対する事前の威嚇がみられる。昨年5月にこの任務に就いて以降、莫大な人数の人権活動家と話をしたが、彼らの多くが殺害やジェンダーの脅威を受けたことを明らかにした。不処罰が多くの殺害の主な原動力となっている。国連加盟国は加害者の適切な起訴を幾度となく怠っている。各国政府は不処罰を終わらせるだけでなく、法の支配に基づいた正しい社会の構築における人権活動家のなくてはならない貢献を称賛すべきである。複数の国が人権活動に対する危険・攻撃の防止・対処のための保護メカニズムをつくったが、そうしたメカニズムは資金不足に陥っている。

社会権規約委員会第 69 会期閉幕

2021/03/05

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会第 69 会期が閉幕した。今会期は 2 回目のオンライン会期であり、委員会はフィンランドとラトビアの代表とのオンラインでの対話も行った。また、5 件の個人通報を審理し、2 件の受理不能、2 件の社会権規約違反を認めたほか、選択議定書手続規則の草案も承認した。会期ではさらに、土地に関わる社会権規約上の義務に関する一般的意見草案に関する活動が行われた。草案は意見や提案を求めるために今月中に関係者に配布される予定である。加えて普遍的・入手可能な COVID-19 ワクチン、国際協力、知的所有権に関する声明の作成に関する討議が行われた。第 70 会期は 9 月 27 日～10 月 15 日に開催される予定である。対面での会期となれば、締約国の報告書審査が引き続き行われる予定である。

人権理事会 国際女性デーの演説 拷問を討議

2021/03/08

国連人権高等弁務官事務所

国際女性デーに際し、人権理事会の午前の会合で人権高等弁務官が演説を行った。高等弁務官は、女性特に周縁・被差別グループの女性は、女性を排除する社会・政治・経済モデルや制度のために COVID-19 パンデミックによる最大の打撃を受けており、女性・少女のさらなる積極行動主義に基づいた、平等・包括的・正しいポストパンデミックの社会が築かれなければならないと述べた。続いて、拷問・虐待に関する特別報告者が発言し、過去4年間の現地訪問要請の80%が受け入れられなかったこと等から、各国の拷問・虐待の絶対的禁止の確約に対して疑問を覚えると述べた。討議で発言者は、拷問の普遍的禁止に対する確固たる立場を改めて強調した。また、国際社会は小国や非富裕国が国際法上の義務に沿った政策を施行できるよう一層支援しなければならないこと、全ての国が情報提供や訪問の要請に迅速に対応できるわけではないこと等に言及した。

人権理事会 子どもに対する暴力、子どもと武力紛争を討議

2021/03/08

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表が発言した。特別代表は、COVID-19 パンデミックは子どもとその権利に短期・中期・長期の破壊的影響をもたらすこと、パンデミック以前にも、必ずしも世界は 2030 年までに SDGs 達成する軌道に乗ってはいなかったことを指摘した。また、子どもと若者はすでに子どもに対する暴力とパンデミックの影響に対処するための行動をとっており、パンデミックは子どもが自身の安全・福祉に関する行動の方向づけを支援する機会になっていると述べた。続いて、子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表が発言した。子どもの権利の深刻な侵害は容認し難いほど多いままであり、特に懸念されるのは、性的暴力を伴う子どもの拉致、学校や病院に対する攻撃であると述べた。討議で発言者は、特にこのパンデミックの状況での病院と医療関係者に対する攻撃はおぞましいことであると述べた。

人権理事会 拷問に関する専門家が発言

2021/03/08

国連人権高等弁務官事務所

拷問に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。申立てや要請に対する各国政府の対応は、完全な沈黙、挑戦的な拒絶、根拠のない否定、官僚的な妨害、詭弁等様々であるが、これらに共通するのは、政府が拷問実行者の不処罰を確実なものにし、犠牲者から補償と救済を剥奪しているということである。2016～2010年に約500件の公式の連絡を各国政府に送付したが、対応の90%は理事会が求める協力の基準を満たすものではなかった。特別報告者の現地訪問の要請に関しても、およそ80%が各国政府により無視・延期・拒絶されている。拷問・虐待の絶対的・普遍的禁止には、難しい決断を行う政治的意思、事実と直面する勇気が必要である。人権高等弁務官に対し、各国政府と人権専門家の相互関係の有効性を評価・改善するための基準を多様な関係者の参加の下で明確にするよう求めたい。

COVID-19 ワクチンと移住者に関するガイダンスノート

2021/03/08

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会、移住者の権利に関する特別報告者、人権高等弁務官等が共同で、ワクチン配布に関するガイダンスノートを公表した。ガイダンスノートの内容は以下のとおり。各国政府に対し、ワクチンの優先接種リストの作成にあたっては、移住者の脆弱性・リスク・ニーズを考慮に入れるよう求める。COVID-19 パンデミックにおいて、健康・無差別の権利は国籍や移住の地位を問わず全ての移住者に保障されなければならない。全ての移住者はワクチンに国民と同等にアクセスできなければならない。非正規の移住者がワクチン摂取を申請しても、移民法による処罰等の対象にはならないことを公共情報キャンペーンで明確にすべきである。各国政府に対し、ワクチンの普遍的・平等な摂取の保障のための調整された戦略と協力メカニズムをつくり、移住者等へのワクチン確保に関して経済的障壁に直面する国々に特別に配慮するよう求める。

障害者権利委員会第 24 会期開幕

2021/03/08

国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会第 24 会期が開幕した。4 月 1 日までの今会期は 2 回目のオンラインでの開催であり、初めてのオンラインでの対話がエストニアとの間で行われる。また、労働と雇用の権利に関する公開の一般討論も予定されている。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、事務所は昨年 12 月、SDGs 実施のためのあらゆる行動が障がい者を包容し、障害者権利条約に基づくよう確保するための資料を公表したと述べ、これには政策ガイドライン、研修資料、条約実施を測るための人権指標等が含まれているとした。今日の会合では事務局の代表が発言し、前会期以降、シエラレオネとアフガニスタンの第 1 回報告書、モーリシャス、ウクライナ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、モルドバ、リトアニアの定期報告書を受理し、これにより未審査の報告書は 70 (第 1 回報告書 47、定期報告書 23) になり、審査までには 4~5 年かかると述べた。

人権理事会 事務総長・高等弁務官の報告書提示、人権に関する一般討論

2021/03/09

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、事務総長と人権高等弁務官の9つの報告書が提示された。報告書のテーマは、①全ての国における経済的・社会的・文化的権利の実現、②障がい者の労働の権利の実現とあらゆる人権の享受との関係、③条約機関制度の調整と改革、④特別手続の結論と勧告、⑤国連拷問犠牲者支援基金、⑥拷問等禁止条約選択議定書特別基金、⑦民族的・種族的・宗教的・言語的少数者の権利、⑧行方不明者、⑨宗教・信念に基づく不寛容・否定的ステレオタイプ・偏見・差別・暴力の先導・暴力の撲滅、である。続いて、全ての人権の促進・保護に関する一般討論が行われた。発言者は、安全・清潔・健全・持続可能な環境は人権享受に不可欠であり、世界レベルで人権として認められる要求が高まっていること、ワクチンの研究・開発・製造・配布に関する協力が必要であり、ワクチンは全ての人々にとって手頃に入手できる公共財でなければならないこと等を主張した。

人権理事会 全ての人権に関する一般討論

2021/03/10

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、全ての人権に関する一般討論が行われた。発言者からは、人権活動家に対する暴力は広範な人権侵害の前兆であること、孤児はあらゆる社会で最も脆弱な立場に置かれており、保護が必要であること、紛争下の子どもに対する最優先のケア、関与する市民社会への政府の支援が必要であること等、様々な問題に言及があった。そして、人権理事会に対して、地雷の問題、採鉱業・水力発電が環境と先住民族の権利に与える影響、食糧農業機関が水の権利と紛争における役割に関するタスクフォースを設置する必要性、拷問サバイバーによる人権機関の活動への参加を育成する必要性、人道支援金の着服の問題、政府の責任を企業に転嫁する際の危険性、都市の裕福な生徒に有利な標準教育試験に内在する偏見、ジェノサイドに関与した容疑者の調査、企業による規制の妨害の問題等に取り組むことが求められた。

人権専門家が福島原発事故による人権への影響の解決を求める

2021/03/11

国連人権高等弁務官事務所

複数の人権専門家が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。福島原発事故から10年を経てもなお、多くの人々が深刻な汚染の影響による心身の健康、生計、生活の質の低下に苦しんでいる。日本政府の対応は人権義務に完全に合致する必要がある。汚染水の太平洋への放出は、子どもの人権を含めた人権の維持の失敗となるであろう。福島からの避難生活を続ける4万人以上の人々を政府は国内避難民と認めず、必要な経済・住居・医療その他の支援が行われていない。彼らの多くは危険な地域への帰還を強いられていると感じている。日本政府には、特に子ども等の脆弱な集団の安全に対する危険と被曝を防止する継続的な義務がある。また、汚染水の処理に関する協議に地域社会や市民社会組織が有意義に参加していない。科学的証拠の活用、意思決定の透明性確保、一般の意見の聴取が、災害による大きな問題への対処のための最善の指針となる。

人権理事会 「アフリカ系の人々のための10年」の中間評価

2021/03/12

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、「アフリカ系の人々のための10年」の中間評価に関する議論が行われた。人権副高等弁務官は、昨年様々な事件により人種主義・人種差別を終わらせる行動の緊急性が高まったこと、ダーバン宣言・行動計画から20年を経てもなお組織的人種差別によって、平等なサービス、高質の教育、ディーセント・ワーク、政治的意思決定・開発への十分な参加、機関や当局者から受けるべき配慮に関して、アフリカ系の人々の権利が抑圧され続けていることを取り上げた。討議で発言者は、いわゆる進歩的な先進国においてさえ、アフリカ系の若者に対する人種的プロファイリング、警察の暴力、超法規的殺害等の事件が起きていること、昨年夏には米国・世界であらゆる人種・年代・背景をもつ人々が、頻発する法執行官による黒人の殺害に抗議の声を挙げ、世界は組織的人種主義への一層の取組みの必要性を思い起こした事等々に言及した。

人権理事会 理事会が留意すべき人権状況を討議

2021/03/15

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、理事会が留意すべき人権状況に関する一般討論が行われた。発言者からは、市民社会スペースが世界中で縮小しており、人権活動家・抗議者・ジャーナリストは一層厳しい状況に直面していること、開発の権利は普遍的であり、名指しや中傷を避け、非政治的なプロセスで世界的に取り組まなければならないことが主張された。また、テロ対策において人権侵害が生じていること、複数の国でキリスト教少数者に対する差別が生じていること、人権理事会は気候変動に関する特別報告者を任命すべきであること等に言及があった。さらに、抑留キャンプに強制移送される人々の状況、人権活動家に対する攻撃の増加と過激化に懸念が示された。加えて、ワクチン摂取に関して、世界中で最も貧困・周縁化された人々の多くが取り残される可能性があること、“ワクチン・ナショナリズム”が集団免疫を脅かしていること等に言及があった。

人権理事会 少数者の問題を討議

2021/03/15

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、少数者の問題に関する特別報告者が、ヘイトスピーチ・ソーシャルメディア・少数者に関する報告書を提示し発言した。特別報告者は、ソーシャルメディアにおいてヘイトスピーチが拡大・増加しているが、国連や多くの国でこの問題への対処がなされていない可能性あること、ソーシャルメディアにおけるヘイトスピーチやヘイトクライムに関するデータによれば、70%以上が少数者を標的にしたものであることに言及した。討議で発言者は、表現の自由は不当に制限されてはならないと強調しつつ、違法なオンライン・コンテンツの早期削除とアクセス不能が人権を十分尊重して行われるために、効果的・適切なセーフガードを設けるべきであると述べた。また、表現の自由がヘイトスピーチの口実に利用されてはならないが、このバランスをとるのは難しいと多くの発言者が強調した。

人権理事会 少数者に関する専門家が発言

2021/03/15

国連人権高等弁務官事務所

少数者の問題に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。少数者へのヘイトスピーチに対して、政府・ソーシャルメディア企業その他を規制する、人権を中心に置いた枠組をつくるべきである。出発点は、表現の自由を完全に尊重しながら、ヘイトスピーチの深刻度に応じて犯罪化・禁止・行政的措置等をとるために、国際法上許容される厳密に必要な制限のみを加えること、である。各国政府は、責任者の調査・起訴・責任追及、被害者の司法・救済へのアクセス確保等、迅速・効果的な対策をとらなければならない。ソーシャルメディアのコンテンツ監視システム、コミュニティ基準、監視・苦情申立団体は、少数者等の保護を確約し、コンテンツポリシーや決定メカニズムに人権基準を制度的に組み入れるべきである。また、少数者へのヘイトスピーチ対策に関するガイドラインを緊急に起草することが必要である。

人権と気候変動に関するファクトシート

2021/03/16

国連人権高等弁務官事務所

人権と気候変動に関する人権高等弁務官事務所のファクトシートが公表された。これには、次のような内容が盛り込まれている。①気候変動と人権とのつながり、②気候変動を緩和し、全ての人々の気候変動の悪影響への適応を確保するために、政府と企業に課された国際人権法上の義務、③今後数年間の気候変動から人々と地球を守ることを目的とした、あらゆるレベルでの前向きで人権に合致した気候行動の勧告、④様々な人権団体の気候変動に対する取組み、⑤人権に基づいた気候行動の促進における、気候変動枠組条約と締約国会議の役割等である。このファクトシートは、これまでに事務所が公表した、人権に基づいた気候行動に関する指針の中で最も包括的なものである。気候変動に関わる訴訟の例、将来の世代の権利、国際協力・連帯の役割、環境の人権を世界的に認めることがもたらす気候行動への良い影響についても言及している。

人権理事会 人権機関・メカニズムを討議

2021/03/17

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、人権機関・メカニズムに関する一般討論が行われた。発言者は、条約機関・高等弁務官事務所を含む人権メカニズムに対して定期的な財政支援が行われていないこと、特別手続は人権理事会に各国や各テーマに関する報告、規範的枠組の発展において重要な役割を果たすこと、協議グループは公平な地理的・法的代表、様々な法律制度の代表、ジェンダー平等を定めた手続ガイドラインを適用しなければならないこと、特別手続担当者は行動規範を遵守しなければならないこと、政治化を防止するために人権制度の有効性が強化されなければならないこと、あらゆる形態の威嚇・報復は非難されるものであり、特に特別手続担当者や議長団はこの問題への対処において重要な役割を果たすこと、特別手続担当者はマスメディアやソーシャルメディア特にプレスリリースを軽率に利用してはならないこと等を主張した。

人権理事会 人権機関・メカニズム、普遍的定期審査制度を討議

2021/03/18

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、人権機関・メカニズムに関する一般討論が行われた。発言者は、特別手続制度の重要性を強調し、特別手続担当者は活動に必要なあらゆる資源を十分に与えられなければならないこと、担当者の誠実性・独立性の維持、彼らの財源の確保は各国政府の責任であること、担当者に協力する者に対する威嚇・報復は、全ての国から最大限非難され、調査され、人権理事会の注意を喚起するものでなければならないこと等を主張した。続いて普遍的定期審査制度に関する一般討論が行われた。発言者は全ての国連加盟国は普遍的定期審査で行われた勧告を効果的な方法で実施しなければならないと述べた。とはいえ実施されない場合もあるが、それは能力の欠如ゆえのことであって、人権を向上させる意思が欠如しているわけではないとの指摘もあった。複数の発言者は、審査プロセスでは全ての人権が公平な基準で検討されるべきであると述べた。

人権理事会 警察官による暴力の不処罰等を討議

2021/03/19

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、人権高等弁務官事務所が、アフリカ人・アフリカ系の人々に対する法執行官の組織的人種主義について報告した。高等弁務官は、政府職員による犯罪の不処罰はあらゆる国の基本的価値観と社会的一体性に深刻なダメージを与えること、いかなる警察官その他の職員も法を超える存在ではないこと、法執行機関・司法当局は全ての社会を反映する存在であり、あらゆる制度内の組織的人種主義に対処する必要があり、警察のみの改善は不可能であること等に言及した。続いて、ダーバン宣言・行動計画の効果的実施に関する作業部会の報告書が提示され、宣言・行動計画で明らかにされた問題は未だ存在しており、具体的な変化を起こすにはあらゆる政治的意思が必要であることが指摘された。人種主義等に関する一般討論では、政治的参加の障壁に対処するには、長く続く政策・実行の見直しが必要であること等が主張された。

人権理事会 人種主義等に関する一般討論

2021/03/19

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、午前会の会合に引き続き、人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容、ダーバン宣言・行動計画のフォローアップに関する一般討論が行われた。発言者は、「Black Lives Matter(黒人の命は大事だ)」運動が世界中で警察部隊の改善の必要性を明らかにしたこと、特に排除や差別が続く発展途上国ではアフリカ系の人々が直面する問題が極めて多いこと、ワクチンへのアクセスの欠如はあらゆる国籍の人々に対する一層の差別を即時に引き起こし、被害者の多くがアフリカの人々であると予想されること、人種主義的な言葉の暴力、ヘイトスピーチ、ハラスメント、とりわけ公共の場でのアフリカ系の人々に対する意図的な身体的暴行・暴力、パンデミック中の移住労働者に対する偏見が増加していること、人権理事会は多様な性自認を有するアフリカ系の人々に対する暴力に対処すべきであること等に言及した。

人権理事会 技術支援・能力構築を討議

2021/03/22

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、技術支援と能力構築に関する一般討論が行われた。人権高等弁務官事務所の代表は、現在 45 カ国に人権アドバイザーが配置されており、2020 年には世界中で COVID-19 や最新技術の利用に関して 1,400 以上の技術協力が行われたと報告した。また、人権指標の知識構築と人権に基づいたデータ収集の促進は、証拠に基づいた平等・無差別強化のための政策の促進に不可欠であると述べた。続いて、人権分野における技術協力基金の理事が発言し、2020 年に開催した第 50・51 会期では、国連の計画・政策・実行にみられる人権を国内レベルに組み入れることに特に留意したと報告した。一般討論では、人権の促進は疑いもなく各国政府の責任であるが、人権理事会の役割を軽視することはできないとの発言があった。また、複数の国における技術支援の受入れの強制を遺憾とし、そうしたやり方は対話と協力という理事会の責務を危うくするものであるとの発言もあった。

人権理事会 技術支援・能力構築に関する一般討論を終了

2021/03/23

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、技術支援・能力構築に関する一般討論が行われた。発言者は、技術支援は人権の促進・保護に不可欠であること、COVID-19 パンデミック対策では誰一人取り残されず、全ての人々に注意が払われなければならないこと、パンデミックがもたらした新たな現実では既存の不平等が深刻化しており、唯一これを克服できるのは、各国間の協力の強化と医療・ワクチンへの公平・平等なアクセスであることを主張した。また、技術協力・能力構築は需要主導で行われなければならないこと、責務を有する者として政府の主要な役割が尊重されなければならないこと、後発開発途上国や小島嶼開発途上国の政府高官が理事会の活動に参加するための資金を提供する基金は、これらの国にとって必要なものであること、国内人権機関強化の支援が最優先事項でなければならないこと等にも言及があった。

人権理事会 8つの決議を採択

2021/03/23

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、8つの決議が採択された。人権・民主主義・法の支配に関する決議では、2022年の第4回人権・民主主義・法の支配フォーラムのテーマを「よりより復興のための民主主義の強化：課題と機会」とすることとなった。一方的強制措置が人権に与える悪影響に関する決議では、全ての国に対して、国際法・国際人道法・国連憲章等に合致しない一方的強制措置の中止が求められた。宗教・信念の自由に関する決議では、宗教的少数者等を標的とした暴力・テロ行為の増加が非難された。人権と環境に関する決議では、生物多様性条約の締約国に対して、条約の実施の促進に努め、生物多様性に関する国内の戦略・活動計画を強化すること等が求められた。対外債務が人権に与える影響に関する決議では、発展途上国はCOVID-19パンデミックの経済・人権への影響に対処するために大規模な金融支援を必要としていることが認められた。

人権理事会 10 の決議を採択

2021/03/23

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、以下の 5 つの決議を含む 10 の決議が採択された。①COVID-19 パンデミックの悪影響への対処、復興努力への貢献のための政策と社会権保護サービスの重要性に言及した事務総長の報告書に関するパネルディスカッションを第 49 会期に開催する。②対外債務の人権への影響に関する独立専門家に対し、違法な資金移動による人権への悪影響を緩和する、効果的な資産回収に関するガイドライン案の調査の開始を求める。③COVID-19 パンデミック中とその後の復興において脆弱・周縁化された人々の人権を促進・保護するための技術協力・能力構築の強化に関する会合を第 49 会期に開催する。④各国に対し、COVID-19 ワクチンへのアクセスを妨害する投機や不当な輸出管理・備蓄の防止、ワクチンへのアクセスに悪影響をもたらす経済・金融・貿易措置の回避を求める。⑤全ての国に対し、警察の武力行使と国際義務等の合致の確保を求める。

人権専門家が宗教・表現の自由の危機を訴える

2021/03/23

国連人権高等弁務官事務所

5 人の人権専門家が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。人権理事会は第 10 会期において、宗教・信念の自由の育成、意見・表現の自由の再確約、宗教的憎悪の唱導の撲滅に合意するという画期的な決議 16/18 を採択した。しかしながら今、偏見・人種主義・外国人排斥・憎悪の新たな高まりがデジタル化やソーシャルネットワークによって増幅され、パンデミックにおいて深刻化し、少数者や“他者”とされる人々が標的とされ、不処罰が続いている。オンライン上の意見や表現の規制、治安を理由とした特定の宗教コミュニティに対する攻撃、正当な表現を抑圧するためのテロ対策・治安維持法の利用が否定的なステレオタイプを強め、宗教・信念・意見に基づく不寛容・差別・暴力を引き起こしている。多くの国がヘイトスピーチ対策として自由な発言を禁止する手段をとっているが、発言のいかなる制限もあくまでも例外として、国際人権基準に厳格に従わなければならない。

人権理事会 4つの決議を採択

2021/03/24

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、以下の2つの決議を含む4つの決議が採択された。①食糧の権利に関する特別報告者に対し、人権と貿易政策・食糧制度・グローバルガバナンスとのつながりを引き続き考慮に入れること、国際貿易体制と世界経済構造が食糧の権利の実現に重点を置くよう関係する国際機関と協力することを求める。全ての国・民間機関・国際機関に対し、全ての人々の食糧の権利の効果的実現を促進する必要性を十分に考慮に入れることを求める。②「後発開発途上国・小島嶼開発途上国の人権理事会の活動への参加を支援する技術支援基金」10周年に関するハイレベル・パネルディスカッションを第49会期ハイレベルセグメント中に開催する。討議は、人権理事会活動への全国連加盟国の普遍的で意義ある参加がもたらす利点に重点を置き、障がい者が完全にアクセスできるものとする。

人権理事会第 46 会期閉幕

2021/03/24

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 46 会期が閉幕した。閉幕前に 9 つの決議が採択された。1 つは宗教・信念に基づく不寛容・否定的ステレオタイプ・偏見・差別・暴力・暴力の扇動に関する決議であった。この決議では、全ての国に対し、公的職員が公務において宗教・信念に基づいて個人を差別しないよう確保する効果的な措置をとること、全ての宗教コミュニティ・メンバーの信仰の表明、正々堂々と平等に社会に貢献する能力の向上によって、宗教的自由・多様性を育成することが求められた。この他の決議は、ゴラン高原被占領地の人権、パレスチナの人々の自決権、東エルサレムを含むパレスチナ・ゴラン高原被占領地へのイスラエルの入植、南スーダンの技術支援・能力構築、ジョージアとの協力に関する決議、シリア・南スーダン・マリに関する 3 つの特別手続の任期延長であった。第 47 会期は 2021 年 6 月 21 日～7 月 9 日に開催される予定である。

デジタル環境における子どもの権利に保護に関する一般勧告

2021/03/24

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会が、デジタル環境における子どもの権利に関する一般勧告を公表した。この一般勧告は、締約国・国際機関・市民社会・国内人権機関の他、27カ国の700人以上の9～22歳の子どもと若者との2年間の協議を経て作成された。内容は以下のとおり。①子どもの権利はデジタル環境で尊重・保護・実現されなければならない。②子どもは多様な信頼できるソースから年齢に適したエンパワーするコンテンツ・情報にアクセスすべきである。③各国政府は有害・誤解を招くコンテンツから子どもを保護するための法的・行政的措置をとるべきである。④子どもはデジタル環境で生じるあらゆる暴力から保護されなければならない。⑤いかなる時も子どものプライバシーの保護は重要であり、当局や民間企業が保存したデータに子どもと親は容易にアクセス・削除ができるべきである。⑥各国政府は、企業による子どもの権利の尊重、人権侵害の防止・救済を確保すべきである。

自由権規約委員会第 131 会期閉幕

2021/03/26

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 131 会期が閉幕した。オンラインで開催された今会期では、フィンランドとケニアの報告書の審査が行われ、それぞれに対する総括所見と勧告が採択された。また、9 カ国(北朝鮮、フィジー、グレナダ、アイスランド、マラウイ、ネパール、サントメ・プリンシペ、セーシェル、タンザニア)に対する定期報告に先立つ事前質問事項が採択された。さらに、個人通報に関して 47 件の決定がなされ、そのうち 7 件が受理不能、16 件が審理不継続とされ、20 件に自由権規約違反が認められた。委員長は、パンデミックにより過去 3 会期は中止やオンライン開催となったが、その間に委員会は 34 件の定期報告に先立つ事前質問事項の採択、COVID-19 中の規約からのデロゲーションに関する声明の公表、一般的意見 37 号(平和的集会の権利)の採択、米州人権裁判所とのオンライン会議等、素晴らしい成果を上げたと述べた。第 132 会期は 2021 年 6 月 28 日～7 月 23 日に開催される。